

知的財産権関連情報 Intellectual Property Information

法改正・制度運用関連

【海外】

◆ 欧州共同体 意匠規則採択

無登録共同体意匠 : 2002年3月6日施行
欧州連合地域内で公衆が利用可能となった事実により、
コピー使用を禁止する権利が発生(3年間)。

登録共同体意匠 : 2003年4月1日施行
権利期間 : 5年毎4回更新可、最大25年

* 新規性・創造性(個性)を要件とする

◆ 中国商標法改正 (2001.12.1施行)

「立体商標」「団体商標」の導入、著名商標の保護規定、
地理的表示の規制規定導入

◆ 韓国 特許実用新案法・意匠法改正 (2001.7.1施行)

2001.7.1以降に日本に最初に出願した特許出願を基礎とした韓国特許
出願に関する優先権書類を提出する手続きが免除されることとなった。
また、PCT出願に関する出願言語について、日本語でも受理するとともに、
日本国特許庁を、国際調査又は国際予備審査期間として活用することができる
ようにした。
意匠法も改正され、部分意匠制度が導入(2001.7.1.施行)された。